

国土交通省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
69	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金制度の運用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。	<p>【提案理由・権限移譲の必要性】</p> <p>平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(端境期)の工事量確保に苦慮している。</p> <p>昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ県債の額を従来までの約1.5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。</p> <p>【期待される効果】</p> <p>地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。</p> <p>(追加の支障事例)</p> <p>積雪による制約のほか、日本海側特有の冬季風浪の影響により、冬季における海岸・港湾工事の施工に制約を受け、十分な工期の確保が困難な状況となっている。また、社会資本整備事業におけるゼロ国債制度の創設は、公共工事の発注時期の平準化の推進のためにも必要と考える。”</p>	<p>財政法第15条、第26条</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p>	<p>国土交通省</p> <p>財務省</p>	富山県	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>北海道、置戸町、花巻市、横手市、埼玉県、相模原市、新潟県、長岡市、上越市、砺波市、野々市市、豊橋市、春日井市、城陽市、奥出雲町、熊本県、都城市、栃木県、高知県</p> <p>○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。</p> <p>○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。</p> <p>【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。”</p> <p>○当市は積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害があるので、年度を跨いだ事業執行が可能となれば計画的な発注や適切な工期設定等が出来る。</p> <p>○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。</p> <p>【支障事例】 現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。</p> <p>○【支障事例】積雪寒冷地の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。</p> <p>【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。</p> <p>○【支障事例・必要性】・積雪寒冷地である当市では、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、発注・施工時期が平準化され、公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される「ゼロ国債」の設定が必要と考える。</p> <p>○交付決定を受けてからの事業となり、早期事業着手に努めても冬期間はアスファルト舗装ができない等の制約から、どうしても年度末に工事の竣工が集中してしまう。品確法にも示されたように、工事の発注時期の平準化は国全体で実施しなければ意味がないことである。</p> <p>○提案県同様、国からの内示後、速やかな事業着手に努めているが、入札を行い実際に契約できるのは5月下旬頃となってしまう。もし年度を跨いだ事業執行や、年度当初からの着手が可能となれば、工事等の発注時期の平準化を図ることができる。また、端境期が解消されれば、その分事業進捗を図ることができる。</p> <p>○橋梁修繕を行う際、河川管理者より濁水期での施工のみ認められるため、事業としては繰越をする必要が出てきてしまう。交付金事業において、年度を跨いだ事業執行が可能となれば、繰越申請による手間が省けるし、事業執行の柔軟性が出てくることにより、事業効率化が図れる。</p> <p>○交付金事業については単年度決算を基本として事業工程を組んでいるものの、事業実施において債務負担を必要とする場合があり、年度末での翌債承認により次年度へ事業繰越が必要となる。</p> <p>○平準化に向けた取組みとして、単県事業でゼロ国債の設定や繰越制度の適切な活用などを通じて発注・施工の平準化に取り組んでいる。しかし、地方公共団体における予算の大半を占める交付金事業において、ゼロ国債制度が運用されていないため、現状では平準化対策が十分にできない状況である。このため、補助事業におけるゼロ国債の積極的な活用と併せ、交付金事業においては、補助事業のゼロ国債に準じた取扱い等の交付金制度の運用拡大が必要である。</p> <p>○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。</p>	<p style="text-align: center;">回答欄(各府省)</p> <p>○ ご提案のあった社会資本整備総合交付金事業の「国庫債務負担行為」の活用については、本交付金が社会資本総合整備計画に対して交付した交付金を、計画策定主体である地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度であるため、事業箇所の特定が必要な国庫債務負担行為を活用することが難しい面がある。</p> <p>○ 一方、社会資本整備総合交付金では、地方公共団体の事業進捗等に応じ、計画内の他事業へ国費を流用することが可能であり、例えば、翌年度に予定している事業の一部を前倒し、地方公共団体において債務負担行為を設定の上、二箇年にわたり事業を実施することとし、当該年度に実施する事業分について流用した国費を充てることも可能。</p> <p>○ こうした制度を活用し、施行時期の平準化に取り組まれている地方公共団体も存在すると承知している。</p> <p>○ 地方公共団体等からの要望を踏まえながら、引き続き制度の改善に努めて参りたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
85	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建 築	社会資本総合整備事業におけるゼロ国債制度の創設	<p>国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害があることから、社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求めるものである。</p>	<p>【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。</p> <p>【支障事例】 積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。</p> <p>【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。</p>	<p>財政法第15条、第26条 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>	<p>国土交通省 財務省</p>	<p>秋田県</p>	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>北海道、置戸町、花巻市、能代市、横手市、鹿角市、埼玉県、相模原市、新潟県、長岡市、上越市、野々市市、奥出雲町、栃木県</p> <p>○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。</p> <p>○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。</p> <p>【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。</p> <p>○下水道事業における交付金交付決定は、通常、5月下旬頃となっている。さらに、全体設計承認(工事が2カ年以上またがる場合承認が必要)を必要とする場合は、さらに1カ月必要となっている。したがって、その後の契約の手続き、契約後の準備期間等を考慮すると、早くも8月中旬からの工事着手になり、工期の半分以上が、冬期間の施工で、品質確保等に苦慮している。また、道路事業では、ゼロ国債制度が創設されれば、雪解け後速やかに工事着手することができるため、共同提案したい。</p> <p>○積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害がある。</p> <p>○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地においては、冬季の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。</p> <p>【支障事例】現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。</p> <p>○【支障事例】積雪寒冷地域の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。</p> <p>【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。</p> <p>○【支障事例・必要性】当市も積雪寒冷地であるため、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、確実な施工を行うために「ゼロ国債」の設定が必要と考える。</p> <p>○冬季の1～3月はアスファルト合材のプラントが休止状態となり、舗装工事は年度末に集中し、弊害が生じている。ゼロ国事業等を活用し、春季の気候条件が良い時期に施工をすることで、品質の向上も期待できる。</p> <p>○積雪寒冷地である本自治体でも工期が冬季にかかることが多く、積雪や低温対策に施工上コストが必要となる。また、積雪等に起因する施工不能期間が生じることによる完成時期の遅延など弊害が多い。ゼロ国債制度の創設により年度をまたいだ早期発注ができればそれらの課題の解消が図られる。</p> <p>○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。</p>	<p>回答欄(各府省)</p> <p>○ ご提案のあった社会資本整備総合交付金事業の「国庫債務負担行為」の活用については、本交付金が社会資本総合整備計画に対して交付した交付金を、計画策定主体である地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度であるため、事業箇所の特定が必要な国庫債務負担行為を活用することが難しい面がある。</p> <p>○ 一方、社会資本整備総合交付金では、地方公共団体の事業進捗等に応じ、計画内の他事業へ国費を流用することが可能であり、例えば、翌年度に予定している事業の一部を前倒し、地方公共団体において債務負担行為を設定の上、二箇年にわたり事業を実施することとし、当該年度に実施する事業分について流用した国費を充てることも可能。</p> <p>○ こうした制度を活用し、施行時期の平準化に取り組まれている地方公共団体も存在すると承知している。</p> <p>○ 地方公共団体等からの要望を踏まえながら、引き続き制度の改善に努めて参りたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
103	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	雪寒道路の指定基準 の緩和	道路ネットワーク上重要な路線 は、交通量に関係なく雪寒道路 と指定できるよう、積雪寒冷特別 地域における道路交通の確保に 関する特別措置法施行令第一 条、若しくは国土交通大臣が定 める雪寒道路指定基準を改正し ていただきたい。	<p>【概要】 雪寒道路は、国が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令に基づき一律の基準で定めているが、地域の実情に応じて、住民の生活を守る上で最低限必要な道路は雪寒道路の指定ができるようにしてほしい。 具体的には、道路ネットワーク上必要な路線は、交通量に関係なく雪寒道路の指定ができるようにするため、雪寒道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。</p> <p>【必要性・支障事例】 積雪寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪が行きとどかなければ、冬期間に人家の孤立が発生し、通院や買い物などの日常生活に著しい支障を来す。 特に、過疎地域においては、国が雪寒道路指定基準で示す交通量(日交通量おおむね150台以上)に達しない路線であっても、道路ネットワークを確保するために除雪が必要な路線が多く、住民の命を守るためにそれらの路線も確実に除雪を行う必要がある。 既に、除雪は、最低限必要な路線しか行っていないが、雪寒道路以外の路線は財源の支援がないため、除雪出勤回数を落とすなどサービス水準を落とさざるを得ない状況である。 このことが、積雪寒冷特別地域の暮らしにくさにつながり、人口減少に拍車をかけている。</p> <p>【効果】 除雪費の財源が担保されれば、地域住民が安心して暮らせる除雪体制が維持できる。 それにより、人口流出を食い止め、Uターン、Iターンを呼び起こすなど、積雪寒冷特別地域の地方創生が実現できる。</p>	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 第三条  積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令 第一条  雪寒道路指定基準	国土交通省	長岡市	
162	B 地方 に対する規制 緩和	消防・防 災・安全	社会資本整備総合交 付金(住宅・建築物安 全ストック形成事業) の基幹事業の追加	耐震シェルター等を設置する事 業など命を守る一助となる耐震 改修以外の事業も社会資本整備 総合交付金(住宅・建築物安全 ストック形成事業)の基幹事業に 追加していただきたい。	<p>【支障事例】 耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定、補助制度を整備し、住宅の耐震化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者等は経済的な理由で耐震補強工事を断念せざるを得ない場合が多い。 一方、耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」)は、比較的安価・短期間で、住みながら設置できるため、地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者・障がい者等にとっては、非常に効果的で意義がある。 以上より、当市では、高齢者等が生命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対する補助事業を実施している。 事業の対象となる高齢者世帯数は推計で約14,000世帯だが、今後さらに増えると予想される。民間企業による耐震シェルター等の開発・普及も進んでいるが、高額なものも多く、市補助金の限度額内で設置できるものは限られている。</p> <p>【事業追加の必要性】 「住宅における地震被害軽減に関する指針(平成16年8月 内閣府)」にて、地震被害軽減の取組みとして、耐震シェルター等の設置が住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明記されており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進する必要がある。 現状、市費のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基幹事業化が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。 以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱(イ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業-①住宅・建築物耐震改修事業)	国土交通省	岐阜市	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>置戸町、仙台市、上越市、高岡市、野々市市</p> <p>○平成25年度に雪寒道路指定延長の見直しが行われ、上越市では、除雪延長の39%から概ね50%まで、増加したが、交通量の少ない生活路線は対象となっていない。長岡市同様、生活に必要な除雪を継続していく必要があり、普通交付税が漸次減額されていく中、自主財源での除雪費の財源確保は困難であり、交付金等の支援に頼らざるを得ない状況にある。 広く中山間地域を抱える本市にとって、除雪は、市民が冬期間生活していくうえで、欠かせないサービスとなっていることから、提案に対し賛同するもの。 ○冬期間における生活空間の確保を図る観点から、雪寒道路指定の有無に関わらず、除排雪対象路線に対し、同等のサービス水準で除排雪事業を行っている。しかし、財政状況が厳しさを増しており、除排雪事業の予算確保が喫緊の課題となっている。本提案のとおり雪寒道路指定の基準が改正されれば、安全・安心な道路空間の確保やきめ細やかな住民サービスの提供が可能になると考える。</p>	<p>○「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」においては、限られた財源を補助の必要性の高い道路へ重点的に配分する観点から、積雪寒冷の度が特にはなほだしい地域内において道路の交通の確保が特に必要である道路(日交通量がおおむね150台以上の公共施設へ通ずる路線等)に限り雪寒道路として指定し、補助することとしているところ。</p> <p>○したがって、予算制約のある中で「交通の確保が特に必要である道路」に限定して補助する制度の趣旨に鑑み、補助採択基準となる雪寒道路指定基準を緩和することは難しい。</p>
<p>花巻市、府中市、横浜市、加古川市、田原本町、東温市、宮崎市</p> <p>○建物全体の耐震性確保を要件とする現行の事業は実態に合わず、本市でもここ数年利用されていない。寝室だけといった部分的な耐震改修等でも交付金対象とすることを求めたい。 ○現在、県の社会資本総合整備計画の中の効果促進事業として当該事業を執行しているが、来年度以降、県の社会資本総合整備計画の中において、基幹事業が位置付けられない場合には、当該交付金の対象にはならなくなると言われている。 ○耐震シェルター等を設置する事業など、命を守る一助となる耐震改修以外の事業について、本市も同様の趣旨により耐震シェルターの設置を支援するための助成を行っていることから、社会資本整備総合交付金の基幹事業に追加されることを求める。 ○市内には旧耐震基準で建てられた木造持家住宅が約14万棟あり、これらは平均すると築40年を超えており、老朽化とともに所有者の高齢化が進んでいる。高齢化した所有者は、健康面や資金面から耐震改修工事を躊躇する傾向があり、比較的安価で簡易に住みながら設置できる耐震シェルター等の設置支援は、横浜市では大地震から市民の生命を守るため、非常に重要な施策と位置付けている。市における耐震シェルター等への補助制度については平成20年度に創設し、社会資本整備総合交付金の効果促進事業を利用し国費を導入していた。しかしながら、27年度国費要望に際し、「建築物ではない」という理由から国費対象外となり、国費導入ができなくなっているため、基幹事業として国費対象となることを求める。 ○南海トラフ等巨大地震の発生が確実視される中、市でも住宅の耐震化に対する市民の関心が高まり、住まいの耐震化の助成について数多くの要望が寄せられている、現在でも効果促進事業として、耐震改修工事にかかる兵庫県の補助に、市による上乗せ補助を行っているが、今後、さらに希望者の増加が予想される。また、耐震シェルターや防災ベッド等、市民の生活スタイルや金銭的負担の可否に応じ、多様な耐震化の方法に対応していく必要もある。 以上より、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)の事業要件より、「地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁からの勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであること」の要件を外していただくとともに、耐震シェルター等の設置及び県補助金に乗せせる場合の市補助金についても基幹事業に追加していただきたい。 ○旧耐震住宅に居住している者は高齢者が多く、耐震診断は行うが耐震改修に費用がかかるため、経済的な理由等により耐震改修を断念するケースが多く、耐震化が進んでいない。生命の安全を確保する意味では、耐震シェルター等が効果的である。 ○昭和56年以前(旧耐震基準)に建設された住宅の所有者は、高齢者が多く経済的余裕も少ない場合が多い。そのため、工事費が高い耐震補強工事を敬遠される傾向があり、比較的安価な耐震シェルター等の補助制度は、少ない予算で生命の安全を確保できる効果的な対策と考える。</p>	<p>○地震の発生時において、建物の倒壊等により人命や財産を失われることを防ぐため、建築物の耐震性を高めることは重要な課題と考えている。</p> <p>○地震発生時における人命等に係る被害を最小限に抑えるためには、耐震性の不足した建築物について、耐震改修工事等により現行の建築基準法の求める水準の耐震性を確保していくことが特に重要であり、社会資本整備重点計画等においても、住宅及び多数の者が利用する建築物については平成32年時点の耐震化率を95%まで高めることを目標として設定したうえで、地方公共団体と連携して関連施策を推進しているところ。</p> <p>○こうした耐震改修に係る基本的考え方を踏まえ、社会資本整備総合交付金等においても、現行の建築基準法の求める水準の耐震性の確保につながる耐震改修工事等について基幹事業として位置づけたい一方で、その他の耐震化に関連する取組みについては、社会資本整備総合計画の目標を達成するため基幹事業と一体となって基幹事業の効果より一層高めるために必要な事業であると地方公共団体の判断する場合、効果促進事業として支援を行っている。</p> <p>○以上のような耐震化に向けた施策の枠組み・考え方を踏まえれば、ご指摘の耐震シェルター等は建築物そのものの耐震性を確保するものではないため、引き続き効果促進事業として支援を行うことが適当と考えている。</p> <p>○なお、建築物の耐震性を確保するための計画のもとで行われる段階的な耐震改修(例:寝室のみの改修)については、交付対象となる場合もある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
310	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金に係る効果促進事業の事業費要件の緩和	<p>社会資本整備総合交付金における効果促進事業の事業費要件について、「効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本整備総合計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。」と規定されている。本町をはじめ、財政規模の小さい町村においては、交付対象事業の全体事業費が相対的に小さくならざるを得ないため、効果促進事業として実施できる事業が限定される。</p> <p>よって、町村における効果促進事業に係る事業費要件の緩和を提案するものである。</p>	<p>【支障事例】 社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号口に規定されている効果促進事業の事業費要件(全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施すること」が困難である。 なお、本町においては、17.24km<sup>2</sup>の行政区域面積に96箇所の都市公園を有しており、現在の効果促進事業の事業費要件が緩和されれば、効果促進事業を活用し、計画的に進めている公園施設長寿命化の取組を、より充実させることが可能となる。</p> <p>【現状】 ・社会資本整備総合交付金上のメニューについては、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」である。 ・「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「都市公園事業(永楽ゆめの森公園)」、「熊取町公園施設長寿命化計画策定」、「熊取町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」である。また、効果促進事業の具体的な内容については、「奥山雨山地区公園整備事業」、「街区公園整備事業」、「熊取町公園施設長寿命化対策支援事業」及び「永楽ゆめの森公園整備事業」である。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	熊取町	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
野々市市、八尾市、加古川市、高松市、甲賀市	<p>○公園施設長寿命化計画に基づく効率的・効果的な公園施設の改築・更新を実施し、誰もが安全に安心して利用できる公園づくりをめざしていますが、本市においても同様に、小規模公園が多いため全体事業費が小さくなり効果促進事業として実施できる事業が限定される。また、公園施設長寿命化対策支援事業における面積要件が緩和されれば全体事業費が増え、効果促進事業を活用し、安全に安心して利用できる公園整備ができ、公園施設長寿命化の取り組みをより充実させることが可能となる。</p> <p>○住宅の耐震化は遅々として進んでいない状況にあるが、これまでの様々なPR活動が功を奏し、耐震化への市民の関心は高まりつつある。今後、公営住宅の耐震化が一巡し交付対象事業の基幹事業が縮小していく中、効果促進事業による住宅の耐震改修・建替等の増加要望に応えられない恐れがある。</p> <p>以上より、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)における効果促進事業費要件について、「交付対象事業の全体事業費の20/100を目処とする」を緩和していただきたい。</p> <p>○効果促進事業は、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等とされており、社会資本整備計画の目標達成を推進するため、事業費要件緩和の必要性を感じている。</p> <p>一方、計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能とされているのに、近年、配分内示により効果促進事業の交付申請が制限されており、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金の制度が果たされていない。</p>	<p>○ 効果促進事業はハード整備である基幹事業の付属的・従属的性格を持つことから、その事業費については、基幹事業との関係で一定の割合の上限を設けているもの。</p> <p>○ この制度趣旨に鑑み、自治体の財政規模等に応じて上限の変更を行うことは適当ではないと考えている。</p>



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
8	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	下水道長寿命化支援 制度の交付対象の拡 充	<p>下水道管渠の長寿命化計画策定にあたり、計画的な改築に対する基幹事業の範囲は、国土交通大臣が定める主要な管渠とされているが、従来の管渠の口径や下水排除面積で定めるのではなく、緊急輸送道路や都市機能が集約している区域(中心市街地)等、地域の特性に応じて主要な管渠の範囲が定められるよう要件の緩和をお願いしたい。</p>	<p><b>【地域の実情】</b>            当市では、市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、いくつかの区域に分け、下水道長寿命化計画を策定している。現在までの管渠調査の結果、約16kmが改築対象となっているが、基幹事業の対象となる主要な管渠の延長は約3km、残り13kmは基幹事業の対象外である。            現在、定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外の割合が多く、厳しい財政状況の中、老朽化対策事業を進めることが困難となってきている。            平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。</p> <p><b>【懸念の解消策】</b>            当市では、都市機能を集約させるためのコンパクトシティに取り組んでいるが、店舗や事務所、公共施設や集合住宅が立地する中心市街地に多くの老朽管があり、その多くは主要な管渠ではない。また、震災等で重要な役割を担う緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が多くある。主要な管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の告示に定められた基準では当市の中心部の管渠のほとんどは250mmの口径であり、長寿命化計画の対象外となってしまう。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管渠の範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。</p>	<p>下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項</p> <p>下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46.10.9告示1705号、一部改正平成25.5.16告示492号)</p>	国土交通省	福井市	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)
<p>横浜市、滑川市、大野市、沼津市、伊豆の国市、豊橋市、寝屋川市、大阪狭山市、山陽小野田市、北九州市、古賀市、宮崎市</p>	<p>○中心部では老朽化した管渠が多く、その多くは250mm程度の小口径（合流管）のため、交付金の交付対象外となっています。単独事業の改築については、財政的な理由からあまり進捗していない状況です。</p> <p>○基幹事業の対象延長約1.0kmに対してそれ以外が1.6kmと補助対象外の割合が大きいため、単に口径や下水排除面積のみで無く地域特性を考慮した条件の付加等による対象範囲の拡大により、老朽化対策の推進が図られるもの。</p> <p>○緊急輸送路線下に国が示す基準以下の下水道管を埋設しており、長寿命化計画の対象になることは厳しい財政事情をさらに圧迫することが懸念されるため、要件緩和をお願いしたい。</p> <p>○類似事例ではあるが、効果促進事業により、基幹事業である主要な管渠と接続した枝線（主要な管渠以外の管渠）とを一体的に長寿命化対策を行なうことで、効率的な管渠の延命化を図っていたが、平成27年度より、効果促進事業が廃止となり、主要な管渠以外の管渠の長寿命化対策が出来なくなったため、下水道長寿命化支援制度における補助対象範囲の拡大を要望する。</p> <p>○長寿命化対策が必要な管渠において、大半が基幹事業の対象外であるため、要件の緩和をお願いしたい。</p> <p>○【地域の実情】中心街において下水道管渠の老朽化が進んでいるため、下水道長寿命化計画の策定を検討している。現在、定められている主要な管渠の範囲では、基幹事業の対象外となる割合が多く、厳しい財政状況のなか、老朽化対策事業などの事業を進めることは困難である。平成24年度から実施された50年経過の老朽管の更新が可能となる「緊急老朽化対策事業」は大変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、今後の事業展開に大きな影響がある。</p> <p>【懸念の解消策】中心街に多くの老朽管があるが、大半は主要な管渠に該当せず、また、緊急輸送道路にも主要な管渠以外の管渠が、多数埋設されている。基幹事業の対象となる管渠を管渠の口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、地域の特性を考慮した条件を付加し、基幹事業となる管渠の範囲を拡大することで、老朽化対策がより推進されることができると考える。</p> <p>○昭和44年頃から昭和55年度にかけて整備した、合流区域（汚水と雨水が同一管の区域）の公共下水道管の老朽化が著しい状況にある。長寿命化対策として、区域全体を5つの区域に分け、順次長寿命化を進めているが、現在、第1期計画区域において、工事に着手している段階である。第1期計画区域における改築工事の対象延長が約2.8キロメートルで、このうち、基幹事業の対象となる主要な管きょ延長は約0.7キロメートル、残り約2.1キロメートルが、基幹事業の対象とならない実態にあり、当市財政への負担が大きな課題となっている。主要な管きょを口径や下水排除面積のみで定めるのは不合理であり、現在の基準では、第1期計画区域は管きょの75パーセントが300ミリの口径であり、長寿命化計画の対象外となる。地域の特性を考慮した条件を付加することで、主要な管きょの範囲を拡大することができ、老朽化対策が推進される。</p> <p>○下水道管渠の老朽化が進んだ箇所について、長寿命化計画を策定して老朽化対策を行っている。しかし、現在定められている主要な管渠の範囲では基幹事業の対象外となる割合が高く、今後老朽化対策が困難となることが予想される。「緊急老朽化対策事業」については、50年経過の老朽管が対象となるが、対象となる管渠が少なく、利用には至っていない。</p> <p>○【地域の実情】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度経済成長期以降、大量に整備した管渠については、今後、布設から50年を経過し、改築更新の時期を迎えるため、老朽化が急速に進行する状況にある。</li> <li>・50年経過した管渠 133km（全体延長4,447kmのうち 3.0%）</li> <li>・30年経過した管渠 2,498km（全体延長4,447kmのうち 56.2%）</li> <li>・中でも古くから下水道整備を開始している駅ターミナル周辺など、中心市街地では、管渠の老朽化が急速に進展しており、大半が合流式となっている。</li> </ul> <p>【制度改正の必要性等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地において、腐食による陥没など発生した場合、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある。</li> <li>・長寿命化支援制度など基幹事業の交付対象範囲は、合流式の場合、2,000mm以上となっているため、枝線管渠を中心に大半の管渠が交付対象外となる。</li> <li>・布設から50年以上経過した管渠の老朽化対策は、平成28年度までの時限制度となっている。</li> </ul> <p>○市街地中心部において下水道管渠の老朽化が進んでおり、それに伴い道路陥没等が市街地中心に多く発生しているが、それらの管渠は国土交通大臣が定める主要な管渠の対象外であるために、厳しい財政状況の中、老朽化対策事業を進めることが困難となっている。福井市の提案と同様に主要な管渠の範囲を地域の特性に応じて定められるよう要件の緩和をお願いしたい。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>昭和40年代以降特に昭和55年度から平成6年度の短期間において、多額の投資により集中的、面的に下水道の整備を行ってきたため、老朽化も面的に進んでいる。しかも管径がφ350mm以下の小口径の管きょが約7割を占めている。</p> <p>一方、現行の交付金制度の対象は、新設整備を対象としていることから、今後再整備が必要となる下水道管の多くは、交付対象外となる。</p> <p>【制度の継続・拡充の必要性】</p> <p>現在、「下水道老朽管の緊急改築推進事業」により再整備を進めているが、今後再整備時期が集中的に到来し事業量・事業費が急激に増大することが見込まれている。しかしながら、当該緊急改築推進事業が平成28年度までの限定措置であることから、それ以降の再整備が困難であると考え。</p> <p>したがって、今後の下水道管の老朽対策を進める上で「末端までの面的整備」及び「恒久的」である制度が必要であり、全ての管口径の下水道管を対象とした「下水道長寿命化支援制度」の継続・拡充を要望する。</p> <p>○平成20年度に下水道長寿命化支援制度が制定された当初は、長寿命化計画を策定した箇所に対しては、基幹事業だけでなく、効果促進事業も交付対象であった。そのため、主要な管渠以外でも長寿命化計画を策定し事業を進めていたが、現在は交付対象では無くなり、苦労している。長寿命化支援制度の制定当初どおり、効果促進事業を交付対象とする、または基幹事業の範囲を広げる等をお願いしたい。</p> <p>○【地域の実情】</p> <p>下水道管渠の老朽化が進んでおり、平成23年度からは下水道長寿命化支援制度を活用し、管の長寿命化を図っています。しかし、同様に補助対象外の施設も多く厳しい財政状況のなか苦慮しております。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>新たな事業制度の創設及び支援制度を拡充されることで、計画的な改築が行うことができ、老朽化対策が推進される。</p>
	<p>○下水道施設の補助対象範囲については、原則として、国と地方公共団体の役割分担を明確化する観点から、下水道法施行令第24条の2第2項において、主要な管渠の範囲を管渠の口径等を基準として定めるものとされているところであって、この考え方を変更することは困難である。</p> <p>○ご指摘の「下水道老朽管の緊急改築事業」は、老朽化した管渠に対して緊急かつ集中的に対策を講じるため、平成29年3月31日までの時限措置としているところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
122	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛生	水質改善を目的とした普及促進事業の採択	<p>公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な宅地開発に伴う10件未満の家が密集した個人所有の道沿い(私道)から排出されるBOD(主に単独浄化槽)が水質を悪化させる大きな原因となっている。そこで、水質改善の普及促進事業として、汚濁物質を排出している浄化槽利用者を下水道利用者に転換し、水質改善に努めるよう私道への下水道整備事業を推進するため、社会資本整備総合交付金の効果促進事業として認めていただきたい。</p>	<p>【支障事例】 松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の8%に当たる浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出される1日のBOD総排出量は約760kgにものぼり、わずか8%の人口で、残りの92%の下水道利用者が排出するBOD総排出量の2.5倍程度を排出し水質悪化の大きな要因となっている。</p> <p>【必要性】 そこで、最も効率的に汚水を処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部分を下水道に転換することが必要となっている。</p> <p>【懸念の解消策】 全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整備を積極的に進めている。そのような状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応え市費(下水道法では自ら排水設備を設置しなければならないが住民の金銭的負担が大きいことから、条件を付して市で整備している。(建設省通達))。で行っているが、公共用水域の水質改善を効果的に行うには、浄化槽利用者の多くが居住している私道沿線の整備を積極的に行いたい。水質改善を目的とする私道の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場)</p> <p>【定量的指標】 定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させるなどとしていたい。</p>	下水道法 社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	松山市	
238	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	「防災・安全交付金」の要件を緩和	<p>地域の判断により、「砂防設備等緊急改築事業における管理型堰堤への転換」を事業の対象とする。(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。)</p>	<p>【提案の概要】 「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業における管理型堰堤への転換」を事業の対象とする。</p> <p>【制度改正の必要性・支障事例】 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の運用では、嵩上げや管理型堰堤への転換等、土砂整備率が変更となる工法は認められていない。一方、通常砂防事業で実施する場合の事業採択基準では、1件当たり事業費1億円以上かつ相当規模以上の公共施設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を満たすことが難しい。緊急改築と併せて除石を行い管理型堰堤へ転換することにより、施設の安定と土砂整備上の安心を図ることができる。 例えば、昭和52年以前の技術基準により設計されたある堰堤に対し、土石流を考慮した現行基準に改築すると同時に堰堤高を0.5m嵩上げし、スリット部を設けた透過型堰堤に転換することにより事業費3%程度の増加で、整備率を18%から58.9%に改善することができる。 過去に地方整備局より「整備率の改善を図るならば、緊急改築ではなく、通常砂防事業である」との見解を受けているが、土砂災害から地域住民の安全を確保することは急務であり、緊急改築においても整備率の改善を図ることができるよう運用の改善を要望する。 整備率が不足している溪流に対して、溪流内に新規に設置する適地がない場合もあり、既存の不透過型非管理型堰堤を除石計画を立てた上で除石し、管理型堰堤に転換することが可能となれば、既存堰堤の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に対し地域の安全の向上を図ることが出来る。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(2) 4-(3)-(5)) 通常砂防事業(イ-4-(1))	国土交通省	徳島県 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 関西広域連合	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
豊橋市、西条市	<p>○私道内において公共下水道への接続促進及び水洗便所の普及を図り、環境衛生の向上に資することを目的に、私道内の排水設備を共同で設置するために要する費用の一部を助成している。ただし、交付金に依らず単独事業費により助成を行っているため、財政状況も厳しい中、国の交付金などによる財源確保が課題となっている。</p> <p>○下水道処理人口普及率が53.9%(H26末)と全国平均より大幅に遅れており、公共下水道全体計画区域内には、多くの未整備箇所が残っていることから、未普及解消のために鋭意整備を進めていく必要がある。</p> <p>厳しい財政状況にある現状において下水道事業を進めていくためにも、平成27年度から効果促進事業の交付対象外とされた「下水道単独管の整備」について、交付対象に復活することを要望する。</p>	<p>○下水道単独管(地方単独費で施工する管渠)については、国と地方公共団体の役割分担を明確化する観点から、平成27年度より効果促進事業を用いての整備も認めないこととしている。</p> <p>○なお、整備の対象となる管渠が、国土交通大臣が定める主要な管渠(下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件(昭和46.10.9建設省告示第1705号、一部改正平成27.4.9告示第527号))に該当する場合には、社会資本整備総合交付金における基幹事業として補助対象となり、現行制度において措置可能である。</p>
		<p>○総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業は、砂防設備等が昭和52年以前の技術基準で設計されている場合など、施設自体の安全性や安定性が確保できていないものについて、緊急改築を行うことにより本来の機能を確保し、地域における安全の向上を図ることを目的として平成22年度に創設された事業であり、既設砂防堰堤の嵩上げや計画外除石を見込む砂防堰堤への構造変更等を行い整備率の向上を図る事業を対象とするものではない。</p> <p>○上記のような整備率の向上を図る場合は、通常砂防事業または火山砂防事業もしくは総合流域防災事業における砂防事業のいずれかで採択することとしており、支障事例のような場合は総合流域防災事業における砂防事業の活用を検討されたい。</p> <p>○なお、これらの事業の採択基準は、限りある財源の中で効率的・効果的な施設整備を図っていく観点から、交付金交付要綱において定められているところである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
311	B 地方 に対する規制 緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金に係る補助条件の見直し及び手続書類の簡素化	<p>社会資本整備総合交付金において長寿命化支援制度を活用した補助事業を行うためには、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定する必要があります。</p> <p>この点検・調査、計画策定には多大な時間及び費用を要し、本町においては業務が困難な状況であり、下水道施設長寿命化の推進に支障を来している。</p> <p>よって人口5万人未満の団体では計画書作成を必要とせず、耐用年数経過等の一定条件を満たせば補助採択となる新基準の作成など、補助条件の見直しや手続書類の簡素化を提案するものです。</p>	<p>【支障事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26年度本町職員にて実施したマンホール鉄蓋の長寿命化計画策定では、本町が管理しているマンホール鉄蓋が約9500箇所あり、全てを調査することは費用面や期間も膨大となることから、交通量の多い幹線道路にあるマンホール鉄蓋を重点的に1730箇所の長寿命化計画を策定しました。箇所を絞り点検・調査をしたが、1班3～4名(蓋開閉作業係、記録係、交通処理係)の職員で約4ヶ月間、データ整理・計画書の作成に2名の職員で4ヶ月間、全体で8ヶ月要し、多大な業務負担となった。(業務委託した場合の見積費用は約7百万円)</li> </ul> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンホール鉄蓋においては町職員にて対応したが、下水道施設は管渠・人孔・取付管等もあり、これらの長寿命化を推進していくには小規模団体である本町においては莫大な期間及び費用が必要であり、持続困難な状況であるため、点検・調査を不要とし、別の基準を設定されたい。</li> </ul> <p>【参考事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽管更新事業(水道事業)</li> </ul> <p>補助採択条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震対策等地域(東南海・南海地震防災対策推進地域)</li> <li>・給水人口が5万人未満の水道事業者</li> </ul> <p>※上記事項に該当しているため、補助採択に関する複雑な事務が不要となる</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	熊取町	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
豊橋市	<p>○H26年度に本県の自治体において、マンホール鉄蓋について、経過年数が大きく腐食が進んでいる路線及び交通量が多い路線を重点的に点検・調査し、約8,000箇所の内、約60箇所についての長寿命化計画を策定したが、この長寿命化計画の策定には、多大な費用と期間を要した。</p> <p>構造が単純で比較的安価であるマンホール鉄蓋の更新については、長寿命化計画の策定を要さず、耐用年数(車道部：15年)経過など一定の要件を満たせば補助対象とするなど手続きの簡素化が望ましいと考える。</p> <p>○人口5万人未満の市町村で下水道管路施設の長寿命化計画を策定した市町村は5つあり、長寿命化計画の策定に時間と費用を要している。</p>	<p>○下水道は、土木・建築・機械・電気といった多様な施設で構成されており、それぞれの特性に応じた適切な管理方法を選定することが、適切な下水道管理の実現のために必要であって、補助採択にあたり点検・調査及び計画策定を不要とすることは、たとえ人口規模の小さな団体であっても、実現が困難である。</p> <p>○なお、下水道長寿命化支援制度の運用マニュアルである「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」においては、各地方公共団体の維持管理体制や予算を考慮して各施設のリスクを検討し、リスクが高い施設から優先的に対策を実施するよう促しているところ。</p> <p>○また、上記手引き(案)の改定版である「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」においても、施設の劣化状態に応じた対策を行う方法(状態監視保全)や、予め定めた周期により対策を行う方法(時間計画保全)を明確にし、下水道管理者ごとに特性に応じて適切に対応すべきである旨、明記している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
113	B 地方 に対する規制 緩和	運輸・交通	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金】</p> <p>・車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p> <p>地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償却費及びその金利相当額を補助するものとなっているが、事務作業の効率化や行政負担の軽減の観点から、車両購入時における一括補助とすべき。</p> <p>＜現行制度での支障事例＞</p> <p>①購入車両における5年間の減価償却費に対する補助となっているため、5年間にわたって煩雑な補助申請手続き等の事務作業が発生している。</p> <p>②5年分のリース・割賦払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行政負担が発生している。</p> <p>【参考】</p> <p>《公有民営方式について》</p> <p>上記の要望に対し、公有民営方式による制度で初期投資の負担軽減が可能であるとされた。しかしながら、地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治法上の制約があり(第237条)、また、実際に、車両購入するに当たっては、車両購入価格や公平性の観点から判断することとなるが、その一方で、各事業者においては、効率化や費用削減の観点から、車体や色、デザイン、仕様等を統一するのが一般的であることから、地方自治体購入車両が事業のニーズと合わないことが想定される。</p> <p>《支障事例》</p> <p>車体や運賃表示機等の車内機器の仕様については、各社とも車両管理上の観点から、購入先(メーカー)を統一していることが多く、これにより、部品交換やメンテナンスにおける効率化や経費削減等を図っているが、地方自治体による車両が事業者の使用車両と統一されていない場合には、逆に事業者の経常経費の増大となる。</p> <p>なお、購入後の管理費等について仮に事業者側の負担とせず地方自治体の費用負担とした場合、維持管理費については何らの補助制度もないため、地方自治体の歳出経費が増大するのみである。</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交付要綱 ほか</p>	国土交通省	愛媛県 徳島県 香川県 高知県		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
羽島市、豊橋市、延岡市	<p>○担当課事業の多様化、事務量の増大が今後も見込まれることから、手続等の簡素化、要件等の緩和は望ましい。</p> <p>○平成27年度に地域公共交通網形成計画の策定を予定しており、平成28年度には併せて地域公共交通確保維持改善計画を策定する予定である。その後、補助金申請等の手続きを行うことになるが、先行自治体で支障事例に挙げられていることが問題となっているのであれば、制度改革を求めたい。</p> <p>○車両を購入する場合、一括支払いを行っており、初年度の財政負担が大きい。購入時一括補助とすることで、財政力の弱い自治体でも車両購入が促進される。</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に位置づけられた事業に係る特例措置として、車両の購入時一括補助が可能となるよう、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱を改正する。</p>